

Table of Contents

200	全競技種別共通規則	1
201	競技会の分類及びタイプ	1
202	FIS カレンダー	3
203	FIS ライセンス	5
204	選手の資格	6
205	選手の義務と権利	6
206	スポンサーと広告	7
207	広告とコマーシャルマーケティング	8
208	テレビ、ラジオ、新しいメディアを含む電子通信メディア	9
209	フィルム権	12
210	競技会の開催	13
211	組織	13
212	保険	13
213	プログラム	14
214	案内	14
215	エントリー	14
216	チームキャプテンミーティング	15
217	ドロー	15
218	リザルトの公表	16
219	賞	17
220	サービススタッフ、サプライヤー、企業代表者	18
221	医事サービス、健康診断、ドーピング	18
222	競技用品	19
223	制裁	20
224	手続きガイドライン	22
225	上訴委員会（コミッション）	24
226	制裁の違反	25

200 全競技種別共通規則

200.1 FIS カレンダー大会はすべて、関連する FIS ルールの下に開催する。

200.2 組織と運営

各種競技会の組織と運営に関する規定や説明は、各ルールを参照する。

200.3 参 加

FIS カレンダーに掲載されている競技会には、適切なライセンスを所持し、所属国スキー連盟からエントリーされた選手だけが、現行クォータに従って参加できる。

200.4 特別規則

FIS 理事会は、予選会に関して様々な基準がある国内／国際競技会を開催するために、国内スキー連盟にルールや規則を採用する権限を与える。ただし、現行ルールの範囲内であることを条件とする。

200.5 コントロール

FIS カレンダーに掲載されている全競技会は、FIS 技術代表（以下「TD」）が監督しなければならない。

200.6 選手、オフィシャル、トレーナーに対して課され、公示されたあらゆる法的制裁は、FIS 及び各国スキー連盟に認知される。

201 競技会の分類及びタイプ

201.1 特別ルール／参加制限のある競技会

FIS 加盟の各国スキー連盟、またはこれらの各国スキー連盟に所属し連盟の承認を得たクラブは、近隣国連盟またはそのクラブを、自らの開催する競技会に招待することができる。ただし、これらの競技会を国際競技会として公表、告知してはならない。また、告知の際に、制限内容を明確にしなければならない。

201.1.1 特別ルール／参加制限のある競技会や、FIS 非加盟組織を含む競技会を、FIS 理事会の承認する特別競技ルールの下で開催することができる。そのようなルールは、競技会告知の際に公表しなければならない。

201.2 FIS 非加盟組織との競技会

FIS 理事会は、FIS 加盟国スキー連盟が、競技会に FIS 非加盟組織（軍隊など）を招待することや、そのような組織からの招待を受理することを認めることができる。

201.3 競技会の分類

201.3.1 冬季オリンピック、FIS 世界選手権大会、FIS ジュニア世界選手権大会

201.3.2 FIS ワールドカップ

201.3.3 FIS コンチネンタルカップ

201.3.4 国際 FIS 競技会（FIS レース）

201.3.5 特別参加／資格基準のある競技会

- 201.3.6 FIS 非加盟組織の参加する競技会
- 201.4 FIS 競技種別 (FIS Disciplines)**
競技種別とはスポーツの1つの分野であり、また、1つまたは複数の種目を含む。例えば、クロスカンリースキーは、FIS 競技種別であり、クロスカンリースプリントは、種目である。
- 201.4.1 FIS 競技種別の承認
新しい競技種別は1つまたは複数の種目からなり、少なくとも25ヶ国と3大陸で広く行われている場合、FIS プログラムの一部として含まれる。
- 201.4.2 FIS 競技種別からの除外
競技が少なくとも2つの大陸の12の各国スキー連盟で行われない場合、FIS 総会でFIS プログラムからその競技を除外することができる。
- 201.5 FIS 種目 (イベント Events)**
イベントは、スポーツの競技会、またはその競技種別の内の1つである。それは、競技結果において順位 (ランキング) がつけられ、メダル及び/またはディプロマによって表彰される。
- 201.6 競技会のタイプ**
国際競技会は、次からなる：
- 201.6.1 ノルディック競技会
クロスカンリースキー、ローラースキー、スキージャンプ、スキーフライング、ノルディックコンバインド、ノルディックコンバインド団体戦、ローラースキーまたはインラインによるノルディックコンバインド、スキージャンプ団体戦、プラスチックジャンプ台でのスキージャンプ、ポピュラークロスカンリースキー
- 201.6.2 アルペン競技会
滑降、回転、大回転、スーパー大回転、パラレル競技、複合、K.O、団体戦
- 201.6.3 フリースタイル競技会
モーグル、デュアルモーグル、エアリアル、スキークロス、ハーフパイプ、団体戦
- 201.6.4 スノーボード競技会
スラローム、パラレルスラローム、大回転、パラレル大回転、スーパーG、ハーフパイプ、スノーボードクロス、ビッグエア、スペシャル競技、スロープスタイル
- 201.6.5 テレマーク競技会
- 201.6.6 フィルングライテン
- 201.6.7 スピードスキー競技会、
- 201.6.8 グラススキー競技会、
- 201.6.9 他のスポーツとの複合競技会、
- 201.6.10 チルドレン、マスターズ、障害者競技会等、
- 201.7 世界選手権大会プログラム**

- 201.7.1 世界選手権大会のプログラムに含まれるためには、種目は、数において及び地理的に認められた国際的立場があり、また、世界選手権大会プログラムに含まれることが考慮される前に、少なくとも2年間ワールドカップに含まれていなければならない。
- 201.7.2 世界選手権大会の前の3年以内に、種目は（世界選手権プログラムに含まれることを）認められる。
- 201.7.3 単一の種目は、個人とチームランキングの両方を同時にもたすことはできない。
- 201.7.4 FIS 世界選手権大会及び FIS ジュニア世界選手権大会のすべての競技（アルペン、ノルディック、スノーボード、フリースタイル、グラススキー、ローラースキー、テレマークスキー、スピードスキー）で、チーム種目及び個人種目にそれぞれ最低8ヶ国の参加があった場合のみに、メダルは授与される。

202 FIS カレンダー

202.1 立候補と公表

- 202.1.1 各国スキー連盟は、「世界選手権大会開催ルール」に従い、FIS 世界選手権大会の開催立候補を表明する権利を持つ。
- 202.1.2 その他すべての競技会については、FIS の発行する FIS カレンダー会議ルールに従い、各国スキー連盟から FIS に国際スキーカレンダー申請を行わなければならない。
- 202.1.2.1 各国スキー連盟は8月31日までに、FIS カレンダープログラム（<ftp://ftp.fiis.ch/Software/Programs/>）を使い FIS に申請を提出しなければならない。（南半球は5月31日まで）
- 202.1.2.2 競技会の割り当て
各国スキー連盟への競技会の割り当ては、FIS と各国スキー連盟のコンピューターコミュニケーションを通じて行う。FIS ワールドカップの場合、カレンダーは、各技術委員会の提案に基づき、理事会の承認を条件とする。
- 202.1.2.3 コース公認
FIS カレンダー競技会は、FIS 公認を受けた競技コースまたはジャンプ台でのみ開催することができる。大会の申し込みをする際に、コース公認証番号が記載されていなければならない。
- 202.1.2.4 FIS カレンダーの公表
FIS カレンダーは、FIS により FIS ウェブサイト (www.fis-ski.com) で公表される。キャンセル、延期、その他の変更については、FIS で絶えずアップデートする。
- 202.1.2.5 延 期
FIS カレンダー競技会が延期となる場合、FIS に速やかに連絡し、各国スキー連盟に新しいインビテーションを送付しなければならない。さもなければ、その競技会は FIS ポイント対象とならない。
- 202.1.2.6 カレンダーフィー
年会費に加え、FIS 総会の定めるカレンダーフィーを支払う。これは、FIS カレンダー上の各競技会について、毎年支払うものである。競技日の30日前に提出された申

請については、通常のカレンダーフィーに加え、50%の追加料金を支払わなければならない。

代替となった大会についてのカレンダーフィーは、全額の支払い責任が元の開催国スキー連盟にある。

シーズン初めに、各国スキー連盟に前シーズンの実績の70%の請求書が送られる。この請求額は当該国のFISアカウントから引き落とされる。シーズン終了後、各国スキー連盟は、シーズンのすべての競技会の詳細な請求書を受取る。その後、差額が当該国のFISアカウントから引き落とされる、もしくは入金される。

202.1.3

レース開催者の任命

国内スキー連盟が、加盟スキークラブなどのレース開催者を任命する場合、「国内スキー連盟と開催者の登録用紙」または同様の同意書を利用して任命する。各国スキー連盟によるFISカレンダー大会申請は、当該大会開催について必要な同意が確立されたものとする。

202.2

他国でのレース開催

ある国内スキー連盟が自国以外で開催する競技会は、開催地となる国のスキー連盟が承認した場合にのみ、FISカレンダーに掲載される。

203

FIS ライセンス

FIS レースに参加するためのライセンスは、各国スキー連盟によりFISに各競技種別（複数可）において選手登録をし、参加基準を満たす選手に、発行される。

203.1

FIS ライセンスイヤーは、7月1日から始まり、翌年6月30日に終了する。

203.2

FIS大会への参加資格を得るには、選手は所属国スキー連盟が発行したライセンスを所持しなければならない。このライセンスは、当該ライセンスイヤー期間中のみ、北半球及び南半球で有効である。ライセンスは特定の1ヶ国または特定の複数大会での参加に限って有効である。

203.2.1

各国スキー連盟は、FISライセンスを持つ登録選手全員が、国際スキー連盟のルール（規則）を承諾していることを保証しなくてはならない。特に、ドーピング事例における上訴裁判所としてのスポーツ仲裁裁判所（CAS）の独占的権限に触れている条項を承諾していることを保証しなければならない。

203.3

各国スキー連盟は、選手が、FIS理事会によって承認された書式の選手宣誓書に署名し、それを連盟に返送した場合にのみ、FISライセンスを発行することができる。未成年の申請者から提出されるすべての書類には、保護者（法的後見人）の署名が必要である。

203.4

FISライセンス有効期間中、選手は1ヶ国のスキー連盟が発行するFISライセンスを持って、国際FIS競技会に参加することができる。

203.5

選手は、競技をする国の市民権及びパスポートを所持していなければならない。

203.5.1

加えて、（他の国/スキー連盟で新たに登録する場合、）新たに登録する国で生まれている選手、また、父または母がその国の国民である場合を除き、新しい国/スキー連盟への登録変更のリクエスト日の直近の2年間、選手はその国の主たる法的に有効な居住地を持っていなければならない。

203. 5. 2 例外の状況及びスノースポーツの最大の利益と考えられる場合、FIS 理事会は、前述の条件が満たされるにも関わらず、ライセンスの変更を付与または付与を却下する権利を完全なる裁量権で保持する。
203. 5. 3 そのような例外的な状況がある旨を、書面にて、FIS 理事会が納得するように説明する義務は、選手にある。
203. 5. 4 所属国スキー連盟を変更した選手は、自動的にそれまでの FIS ポイントを失う。正当と認められるケースには、理事会が例外を認めることができる。
203. 5. 5 FIS ライセンスが停止となった選手は、与えられた制裁を完了したことを証明をした後、新しい FIS ライセンスの発行を受けることができる。

204 選手の資格

204. 1 各国スキー連盟は、次に該当する選手をサポート又はその組織の中で登録をしてはならず、並びに FIS または国内レースに参加をするためのライセンスを発行してはならない。:
204. 1. 1 不品行またはスポーツマンらしからぬ行為を犯したことがある、もしくは FIS 医事規定やアンチドーピング規定を尊重しなかったことがある。
204. 1. 2 直接もしくは間接的に、競技会への出場に対する金銭報酬を受ける、または受けたことがある。
204. 1. 3 第 219 条に定められたよりも高価な賞を受ける、または受けたことがある。
204. 1. 4 所属国スキー連盟または担当プールが当事者となってスポンサー、用品、広告に関する契約を結んでいる場合を除き、自分の氏名、タイトル、個人写真が広告に使用されることを許可する、または許可したことがある。
204. 1. 5 FIS ルールによる出場資格を持たない選手と故意に対戦する、または対戦したことがある。ただし、次の場合を除く。:
204. 1. 5. 1 その競技会を FIS 理事会が承認し、FIS または国内スキー連盟が直接コントロールしており、かつその競技会が“オープン”競技会として告知されている。
204. 1. 6 選手宣誓書に署名していない。
204. 1. 7 出場停止処分中である。
204. 2 FIS レースに参加をするためのライセンス発行及びレースエントリーをもって各国スキー連盟は、トレーニング及び競技会に対する十分かつ有効な傷害保険がその選手にかかっていることを確認し、また全責任を負う。

205 選手の義務と権利

205. 1 選手には FIS ルールを熟知する義務があり、またジュリーからの追加的な指示にも従わなければならない。
205. 2 ドーピングの影響下にある選手は、競技に出場することはできない。

- 205.3 選手は FIS ルール、規則、ジュリーの指示に従わなければならない。
- 205.4 表彰式に理由なく欠席した選手は、賞金を含むいかなる賞に対する請求権を失う。例外的な状況においては、所属チームのメンバーが代理出席することもできるが、この代理人が表彰台に立つことはできない。
- 205.5 選手は、組織委員会メンバー、オフィシャル、一般の人々に対し、礼儀正しくかつスポーツマンらしくふるまわなければならない。
- 205.6 選手へのサポート**
- 205.6.1 FIS レースに参加をするために、所属のスキー連盟を通して FIS に登録をする選手は、次を受ける可能性がある：
- 205.6.2 トレーニング及び競技会場への旅費全額
- 205.6.3 トレーニング及び競技期間中の宿泊費全額
- 205.6.4 ポケットマネー
- 205.6.5 各国スキー連盟の決定に従い、所得喪失に対する補償
- 205.6.6 トレーニングや競技会のための保険を含む社会保障
- 205.6.7 奨学金
- 205.7 各国スキー連盟は、選手が引退した後の将来の職業と教育を保証するために、資金を積み立てることができる。各国スキー連盟の判断に従ってのみ分配されるこれらの資金に対し、選手は請求権を持たない。
- 205.8 競技のギャンブル**
- 選手、コーチ、チーム役員、競技役員による自身が関係する競技会の結果への賭博行為を禁止する。
- 206 スポンサーと広告**
- 206.1 各国スキー連盟またはそのプールは、資金提供や用品・商品の供給について、オフィシャルサプライヤーまたはスポンサーとして各国スキー連盟に承認されている企業や組織と契約することができる。FIS 選手の写真、肖像画、または氏名を、FIS や IOC の出場資格ルールによって資格を持たないスポーツマンと一緒に使用した広告を禁止する。
タバコ、アルコール製品、ドラッグ（麻薬）の広告も禁止する。また、選手（のウェアや用品）へのそれらの広告も禁止する。
- 206.2 そのような契約のすべての報酬は、各国スキー連盟またはスキープールへ支払われなければならない。スキープールは、連盟規定に従って報酬を受け取る。第 205.6 条に定められた場合を除き、選手がそのような報酬を例え一部であれ直接受け取ることにはできない。FIS は契約書のコピーをいつでも請求することができる。
- 206.3 ナショナルチームに供給され、使用されている用品のマーキングやトレードマーク

については、第 207 条の規格に従わなければならない。

206.4 FIS 大会における競技用品

FIS ワールドカップ及び FIS 世界選手権大会においては、広告に関する FIS ルールに準じ、国内スキー連盟により提供され、かつ国内スキー連盟が承認したコマーシャルマーキングのついた競技用品のみ使用が認められる。ウェア、用品へのおあいせつな名前及びまた記号は、禁止されている。

206.5 選手は、大会開催者が定めたフィニッシュエリア内のレッドラインを横切る前に、スキーの片方または両方やスノーボードを外してはならない。

206.6 FIS 世界選手権大会、FIS ワールドカップ及びすべての FIS カレンダー大会において、国歌演奏や国旗掲揚を伴う公式セレモニーに、選手が用品（スキー／ボード、ポール、スキーブーツ、ヘルメット、眼鏡類）を取ることはできない。しかしながら、全セレモニー（トロフィー及びメダルの授与、国歌演奏）が終了した後、プレス写真や撮影等のために、表彰台の上で用品を持つことは認められる。

206.7 勝利者のプレゼンテーション／表彰台での用品

FIS 世界選手権大会及び全ての FIS カレンダーの種目では、選手は以下の用品を表彰台に持ち込むことが許されている。

- スキー/ スノーボード
- 履物：選手はブーツを足に履くことができる。しかし、それ以外の場所（例：選手の首周り等）に付けることは許されない。選手が足に履く場合を除き、他のシューズをプレゼンテーション中に表彰台に持ち込むことはできない。
- ポール：スキーの周囲に持ったり、取り付けてはならない。通常はもう一方の手に持つこと。
- ゴーグル：着用するか、または首の周りの何れかとする。
- ヘルメット：もし着用する場合、頭に着用するのみ。他の用品の上に乗せるなどの行為は認めない。例：スキーまたはポール。
- スキーストラップ：スキーの製造メーカー名が付いたものを 2 本まで使用できる。内、1 本はワックスメーカーのために使用できる。
- ノルディックコンバインド、クロスカントリーのスキーポールクリップ：クリップは、2 つのポールを束ねるために使用できる。そのクリップの幅は 2 つのポール幅が認められるが、4cm 以内とする。その長さ（高さ）は、10cm が認められる。そのクリップの長い辺（サイド）は、ポールに対して平行でなければならない。そのポールメーカーのコマーシャルマーキングは、そのクリップの表面全体を覆うことができる。
- その他全てのアクセサリを禁止する。：ベルト付ウエストバック、ネックバンドに付いた電話、ボトル、リュックサック/バックパックなど。

206.8 優勝者の非公式プレゼンテーション（フラワーセレモニー）、及び大会終了直後の大会エリアでの国歌演奏を伴う優勝セレモニーは、抗議時間終了前であっても、開催者自らの責任において開催が認められる。スタートビブを見えるように着用することは義務である。

206.9 制限された通路（リーダーボード及び TV インタビューエリアを含む）での、大会のスタートビブまたは各国スキー連盟のアウトターウェアの着用は、義務である。

207 広告とコマーシャルマーキング

コマーシャルマーキングのサイズ、形状、数に関する規格は、毎年 FIS 理事会が

シーズンスタート前の春に決定し、FIS から公表する。、

- 207.1 用品への広告に関するルールには従わなければならない。
- 207.2 これらのルールに違反した選手は、直ちに FIS に報告される。
- 207.3 国内スキー連盟がこれらのルールの徹底をできない場合や、何だかの理由で事例を FIS に問い合わせる場合、FIS は選手のライセンスの即時停止処置をとることができる。当該選手や当該国スキー連盟は、最終決定が下される前に、抗議する権利を持つ。
- 207.4 ある選手の氏名、タイトル、個人肖像を、広告主がその選手に無断または承諾なしで、商品の広告、推薦、販売に関連付けて使用した場合、その選手は所属国スキー連盟または FIS に対して「委任状」を渡すことができる。この委任状により、必要な場合は所属国スキー連盟または FIS が、問題の企業に対し法的手段に出ることができる。当該選手が委任状を提出しない場合、FIS はその選手が当該企業に許可を与えたものと判断する。
- 207.5 FIS 理事会は、選手の資格、スポンサーシップ、広告、選手へのサポートに関するルール違反の有無や程度を調査する。
- 207.6 すべての FIS カレンダー競技会（特に FIS ワールドカップ）において、競技エリアやテレビエリアでの広告手段については、「FIS 広告ガイドライン」を順守しなければならない。
FIS 理事会が承認したこの「FIS 広告ガイドライン」は、FIS 大会開催者契約の一部として不可欠なものである。

208 テレビ、ラジオ、新しいメディアを含む電子通信メディア

208.1 定 義

このルールの中では、次の定義が適用される。:

テレビは、放送 (over the air)、電信による、ケーブルもしくはサテライトサービスの接続を通じてのいずれかで、信号を受信するテレビスクリーンを用いて、アナログとデジタルの両方により、映像と音からなるテレビプログラムの配信と受信として定義される。番組有料視聴制、定期視聴 (subscription)、インタラクティブ、ビデオ・オン・ダイヤモンド、IPTV は、またこの定義に含まれる。ただし、取得され、利用される権利によるものとする。

ラジオは、アナログとデジタルの両方により、放送、電信またはケーブルを通じて固定及びポータブルの両方の装置に対するラジオプログラムの配信と受信として定義される。

新しいメディアは、ワイヤレス・コミュニケーション・テクノロジー、インターネット、既存または発明されるその他の同様のテクノロジーによる、固定、モバイルまたはポータブル装置へのデジタルコンテンツ (テキスト、音声、映像、画像等) の配信と受信として定義される。

208.2 原 則

208.2.1 各国スキー連盟の権利

FIS に加盟した各国スキー連盟、およびそれらの連盟のみは、連盟がその国で開催する FIS 大会のテレビ、ラジオ、並びに新しいメディアの配信の販売権に関する契約を締結する資格がある。各国スキー連盟が、自国の以外で大会を開催する場合、次の規則が、二国間協定に適用する。

このような契約は、FIS と協議して準備され、スキー及びスノーボードスポーツ、各国スキー連盟の一番の利益となる。

このことは、連盟の自国での送信と同様に他の国での送信にも適用する。

208.2.2 大会へのアクセス

いかなる場合でも、様々なメディアエリアへの入場は、権利者（ライツホルダー）及び非権利者（ノンライツホルダー）に与えられるアクセスの種類によって決められている。

208.2.3 FIS 理事会によるコントロール

FIS 理事会は、各国スキー連盟及びすべての開催者による 208.2.1. 条の原則の順守をコントロールする。FIS、各国スキー連盟、大会開催者の利益に不利となるような契約または個々の条項は、FIS 理事会によって適切に検討されなければならない。

208.2.4 冬季オリンピック、FIS 世界選手権大会

冬季オリンピック及び世界選手権大会のすべての電子メディアの権利は、それぞれ IOC、FIS に属する。

208.3 テレビ

208.3.1 高品質テレビを通しての最良の広範囲の報道

テレビ会社または代理店との契約について、FIS カレンダー上の全スキー／スノーボード大会、特に FIS ワールドカップのテレビ放送の質に注意を払わなければならない。具体的には、次の点に留意する：

- スポーツを中心にした、最高品質かつ最適なテレビ信号の制作。
- 大会スポンサー及び広告の適切な露出と配慮。
- FIS 競技会シリーズのレベルとその競技種別の現行マーケット状況に対して適切な製作基準、特にライブ放送で大会全体を制作し、全選手の放送及び国際配信が含まれる。
- 人口統計及び／または規模に基づき、最大の潜在的視聴者露出を提供するこれらのテレビチャンネルでの放送。
- 開催国の地域でのテレビマーケット事情から考えて適切な場合、開催国内、そして最も関心の高い他国ではライブ放送をすべきである。
- テレビのライブ放送には、適切なグラフィック（特にオフィシャル FIS ロゴ、タイミング・データインフォメーション、リザルト）、並びに国際音声が入っていないなければならない。

208.3.2 製作コスト

基本のテレビシグナル（解説抜きオリジナルの画と音）のアクセスに関連する費用と他の製作コストは、製作会社または権利を管理している代理店／会社と権利を

購入したテレビ局の間で同意されなくてはならない。

208.3.3

ショートレポート（報道）

ショートルポート及び情報（ニュースアクセス）は、次のルールに従ってテレビ会社に提供される。ただし、ニュース素材の使用については、多くの国で国内法と放送会社の関係が優先することを認識する。

- A スポーツ大会へのニュースアクセスに関連する法律がある国では、その法律が FIS 大会の報道に適用される。
- B 一つの放送会社が独占的に得たプログラム素材へのニュースアクセスに関して、競合する放送局の間で合意がある国では、それらの合意が適用する。
- C FIS 競技会のテレビ放映権を取得かつ独占的に放送を行い、競合する放送会社によるニュースアクセスに関する合意がない国では、権利保持者（ライツホルダー）がその競技会を放送した 4 時間後に、最大 180 秒のニュースアクセスが競合する会社に与えられる。この素材の使用は、競技会の終了の 48 時間後に中止される。もし権利を保持している放送会社が競技会の終了から 72 時間以上遅れてその放送を行った場合、競合する放送会社は、大会自体の 48 時間後に、ニュース素材を 60 秒放送できる。
- D 国内のテレビ会社が放映権を購入していない国では、すべてのテレビ会社が、素材が手に入り次第、180 秒のニュースを放送できる。

他の取り決めが同意されない限り、ニュース報道はホスト放送局または権利を管理している代理店／会社によって製作及び配信される。そして、それは定期的に予定されるニュース放送に限られる。

208.4

ラジオ

各関心がある国で主要ラジオ局にア krediyteyeshyon を与えることが、ラジオを使った FIS 大会のプロモーションを促す。許諾されたアクセスは、ラジオプログラムの製作のためだけであり、ラジオ局のインターネットサイトで内容を変更しないで配信もできる。

208.5

新しいメディア

208.5.1

インターネット

国レベルで、テレビの権利保持者が必要な権利を得た場合、自身のウェブサイトで動画を配信することができる。ただし、そのサイトが自身のテリトリー外からのアクセスに対してブロック (geoblock) されることを条件とする。

必要な権利が得られない場合、また海外からのアクセスに対して、放送局はウェブサイトに競技の写真を掲載することができる。(毎分写真 1 枚を上限とする。) ビデオ素材へのアクセスに関して、放送局は閲覧者を FIS ウェブサイトに誘導する。FIS ウェブサイトは、国際的規模のインターネットニュースにアクセスするための唯一のソースである。

FIS ウェブサイトに掲載される競技会からのニュース素材の最長掲載時間は、各競

技種別／各セッションにつき 30 秒である。競技素材以外は制限がない。ニュース素材は、競技終了の 2 時間半以内に、また、主な大会に関しては、4 時間半以内に FIS ワールドカップの国際プログラムに責任がある会社によって提供される。また、ニュース素材は、大会終了後 48 時間まではウェブサイト閲覧可能となる。

208. 5. 2

モバイル&ポータブル機器

モバイル及びポータブル機器を通じての国内でのテレビプログラムのライブストリーミングの内容は、通常の配信チャンネルを通じて利用可能なプログラムと異なってはいけない。最大 20 秒間のニュースクリップは、オペレーター（配信会社）に提供され、すべての関連する編集及び配信コスト並びに関連する権利保持者に交渉し要求される権利費を支払うものとする。彼らが、サービスのためにより多くの素材を得ようとした場合、これは、関連する権利保持者との交渉事になる。この規定が悪用されないことを保証するために、これらの長いレポートは FIS ワールドカップの国際プログラムに責任がある会社によって、製作及び配信される。

208. 5. 3

将来の技術

この 208. 5 条に含まれる新しいメディアを管理する原則は、未来の技術による FIS 権利の使用の基準となる。関連する委員会と専門家の推奨で FIS 理事会は適切と考慮される制約を作る。

209

フィルム権

フィルム製作者と FIS 世界選手権大会またはその他の国際競技会開催者との間で締結するフィルム記録に関する契約は、そのフィルムを大会が開催された国以外で商業目的で上映される場合、FIS 理事会によって承認されなければならない。

210

競技会の開催

211

組 織

211. 1

開催者

211. 1. 1

FIS 競技会の開催者は、必要な準備を行い、開催地で競技運営を直接実行する人物またはそのグループである。

211. 1. 2

国内スキー連盟自体が競技会開催者ではない場合、その加盟クラブを開催者として任命することができる。

211. 1. 3

開催者は、アクレディテーションを受けた人が、競技規則及びジュリー決定に関する規定を受け入れることを保証しなければならない。またワールドカップレースの場合、この趣旨の徹底のため、有効な FIS シーズンアクレディテーションを持っていない人全員の署名を集める義務が開催者にある。

211. 2

組織委員会

組織委員会は、開催者及び FIS から委任されたメンバー（実際のまたは法的の）により構成される。組織委員会には、開催者の権利、任務、義務が伴う。

211. 3

203-204 条の資格を満たさない選手を含む競技会の開催者は、国際競技規則（ICR）に違反したことになり、FIS 理事会はこの開催者に対し処置を講じる。

212 保 険

- 212.1 開催者は、組織委員会メンバー全員に損害賠償保険をかけなければならない。組織委員会のメンバーではない FIS 職員及び FIS 任命の役員（用品コントローラー、メディカルスーパーバイザー等）が、FIS に代わって働く場合、FIS が彼らに損害賠償保険をかける。
- 212.2 最初のトレーニングまたは競技の前に、開催者は公認保険会社が発行した保険承諾書（保険証書）或いはカバーノート（保険引受証）を取得し、それを TD に提示しなければならない。組織委員会は、最低 100 万スイスフランを補償する損害賠償保険に加入することを要求している。推奨される賠償総額は最低 300 万スイスフランであり、この金額は FIS 理事会の決定（ワールドカップ等）に従って増額することができる。
- さらに、保険証書は、ア krediyteeshon を受けた選手を含む参加者による、役員、コース作業員、コーチ等を含む（がこれに限定されない）他の参加者に対する損害賠償保険請求権が明白に含まれていなければならない。
- 212.3 開催者が必要な保険書類を準備できていない場合、開催者または開催国スキー連盟は、FIS 保険仲介業者に当該競技会の保険加入手配を依頼することができる（費用は開催者負担）。
- 212.4 FIS 大会に参加する選手は全員、レースリスクを含む事故、輸送、レスキュー費用を保証するのに十分な額の傷害保険に加入していなければならない。各国連盟は、自らが派遣と登録を行った全選手の適切な保険適用について責任を負う。
- 各国スキー連盟またはその所属選手は、FIS、FIS 代表、組織委員会からの要請に基づき、保険加入を証明するものをいつでも提示できなければならない。

213 プログラム

FIS カレンダーに掲載されている各競技会の開催者は、次の事項を含んだプログラムを公表しなければならない：

- 213.1 競技名称、競技日程、開催地。また、競技会場に関する情報と、現地までの最善のアクセス方法。
- 213.2 各競技のテクニカルデータと参加条件
- 213.3 主要オフィシャルの氏名
- 213.4 第 1 回チームキャプテンミーティング及びドロウの時間と会場
- 213.5 公式トレーニング開始とスタート時間のタイムテーブル
- 213.6 公式掲示板の設置場所
- 213.7 表彰（商品授与）の時間と場所
- 213.8 エントリー締切日とエントリー用の住所。電話、ファックス、電子メールアドレスを含む。

214 案 内

- 214.1 組織委員会は、大会案内を発表しなければならない。この案内には 213 条に定める情報が含まれていなければならない。
- 214.2 開催者は、エントリー数の制限について、FIS ルール及び決定に従わなければならない。201.1 条によりエントリー数を減らすことも可能であるが、案内にそのことを明確にすることを条件とする。
- 214.3 競技会の延期や中止、またプログラムの変更については、電話、電子メール、またはファックスで、FIS、招待した国またはエントリーのあった国の国内スキー連盟、及び任命された TD へ直ちに連絡しなければならない。競技会の日程を早める場合、FIS の承認を得なければならない。

215 エントリー

- 215.1 すべてのエントリーは、組織委員会がエントリー締切日までに受け取れるように送付しなければならない。開催者は最初のドロウの 24 時間前までに、最終的かつ完全なリストを持っていなければならない。
- 215.2 各国スキー連盟は、同一日程に開催される複数の競技会に、同一選手をエントリーしてはならない。
- 215.3 各国スキー連盟にのみ、国際競技会へのエントリーを行う資格が与えられる。いずれのエントリーも、次の事項を含むものとする：
- 215.3.1 コードナンバー、氏名、誕生年、所属国スキー連盟
- 215.3.2 エントリーする種目の正確な記載
- 215.4 FIS 世界選手権大会へのエントリーについては、FIS 世界選手権大会開催ルールを参照すること。
- 215.5 各国スキー連盟による選手のレースエントリーは、当該選手と開催者の間にのみ契約を成立させ、また選手宣誓書によって管理される。

216 チームキャプテンミーティング

- 216.1 第 1 回チームキャプテンミーティング及びドロウの時間と会場は、プログラムに記載されなければならない。その他すべてのミーティングに関する案内は、第 1 回ミーティングのときにチームキャプテンに連絡されなければならない。緊急のミーティングは、余裕をもって連絡しなければならない。
- 216.2 チームキャプテンミーティングでの議論の際、他国の代理人による出席は認められない。
- 216.3 チームキャプテンとコーチは、クォータに従い、開催者からア krediyteeshon を受けなければならない。
- 216.4 チームキャプテンとコーチは、ICR やジュリー決定に従わなければならない。また、礼儀正しくかつスポーツマンらしくふるまわなければならない。

217 ドロー

- 217.1 各大会及び各種目の選手のスタート順は、ドローかポイント順による特定の方式に従い決定する。
- 217.2 書面によるエントリーが締切日までに開催者に届いている場合のみ、各国スキー連盟からエントリーされた選手のドローを行う。
- 217.3 ドローの時、チームキャプテンかトレーナーの出席がない選手について、ミーティング開始までに、エントリーした選手の出場が電話、電報、電子メールまたはファックスで確認された場合のみ、ドローが行われる。
- 217.4 ドローされた選手が競技に欠場した場合、TDはその選手名と可能であれば欠場理由をTDレポートに記載しなければならない。
- 217.5 全参加国の代表をドローに招かなければならない。
- 217.6 競技を1日以上延期しなければならない場合、ドローもやり直さなければならない。

218 リザルトの公表

- 218.1 非公式及び公式リザルトは、大会別ルールに従って公表する。

218.1.1 リザルトの送信

すべての国際大会では、スタートとフィニッシュの間は、ダイレクトコミュニケーションがなければならない。冬季オリンピックでは、コミュニケーションは、固定配線で確保されなくてはならない。ワールドカップ、世界選手権大会、オリンピック冬季競技大会の際、データサービスエリアでは、インターネット（少なくとも ADSL スピード）への接続が要求される。

- 218.2 全てのFIS競技会から発生するデータとタイミングは、FIS、開催者国内スキー連盟、及び参加者が、ウェブサイトを含む自身の出版物の中で自由に使うことができる。ウェブサイト上でのデータ及び計時利用は、FISインターネットポリシーに定める条件に従う。

218.3 FIS インターネットポリシーと FIS 競技会関連データの取り扱い

218.3.1 概 要

スキーとスノーボードのプロモーションの一環として、FISは各国スキー連盟に対し、メッセージや情報を会員やファンに提供することを奨励し、またそのような努力に感謝する。このような情報提供に関しては、インターネットというメディアの重要性が高まっている。

次のポリシーは、FIS競技会関連データの提供を通じて、各国スキー連盟を支援するために、またそれらデータの公開と利用に関する条件を明確にするために、定めたものである。

218.3.2 FIS カレンダーデータ

専用FISカレンダープログラムが開発されており、各国スキー連盟や第三者が無料で利用できる。カレンダー情報の変更を含むFiscal.zipファイルは毎週利用可能

であり、ftp サイト (ftp://ftp.fis-ski.ch) からダウンロードすることができる。この Fiscal. zip ファイルを FIS カレンダープログラムにアップロードして利用する。

その後、事業計画等の目的で必要な場合には、各国スキー連盟の独自ソフトウェアに、このカレンダーデータをエクスポートすることもできる。ただし、このデータを第三者・組織に商業目的で譲渡することはできない。

218. 3. 3

リザルトとスタンディング

FIS 事務局が FIS ポイントの確認をし、承認した後、各国スキー連盟は、オフィシャルリザルトを入手できる。このデータ入手を希望する場合は、FIS の IT マネージャーにリクエストする。利用方法、手順といった必要な情報は、IT マネージャーから個々に提供される。FIS ワールドカップリザルトは、リザルトサービスプロバイダのクレジットを含むものとする。各種カップシリーズのスタンディングについては、ワールドカップの場合はリザルトサービスプロバイダから受け取り後、提供可能である。その他のカップシリーズの場合は、マニュアルでの入力後、提供可能である。

1. FIS 競技会のリザルトとデータは、各国スキー連盟、開催者、参加者のウェブサイトでのみ利用可能とし、第三者・組織に商業目的で譲渡することはできない。各国スキー連盟は、成績評価等の目的に、このデータを独自ソフトでの利用のためにダウンロードすることができる。
2. 各国スキー連盟のウェブサイトでリザルトを掲載する意向があるが、未加工データをアップロードできるデータベース構造がない場合は、FIS ウェブサイトの関連ページにリンクを貼ることができる。正確なアドレスは FIS の IT マネージャーから入手可能である。
3. FIS ウェブサイトから、独自のウェブサイトを持つ全ての加盟国スキー連盟、スキー産業、関連メディアウェブサイト、に、リクエストに応じてリンクを設定する。またそれらのサイトから FIS ウェブサイトへの相互リンクも設定すべきである。

218. 3. 4

開催者によるリザルトへのアクセス

FIS ワールドカップ開催者は、当該レースのオフィシャルリザルトが、リザルトデータベースの FIS ポイント確認手続で承認された後、これを入手することができる。これはワールドカップ用のコンピュータによる自動処理で、レース終了後直ちに行われる。

リザルトとスタンディングを含む PDF ファイルは、www.fis-ski.com や ftp://ftp.fis-ski.ch/ からダウンロードすることができる。ファイルは、次の種目別コードと会場名で分類：

AL (Alpine), CC (Cross-Country), JP (Ski Jumping), NK (Nordic Combined), SB (Snowboarding), FS (Freestyle)

個々の競技会は、www.fis-ski.com のカレンダーセクションに表示されているコード

ックスによって識別可能である。

219

賞

- 219.1 賞の授与に関する詳細ルールは、FIS が発表する。賞は、記念品、ディプロマ、小切手または現金からなる。記録に対する賞を禁止する。賞金の最低額と最高額については、競技シーズン約1年半前の秋季に FIS 理事会が決定する。開催者は、賞金額を10月15日までに FIS へ連絡しなければならない。
- 219.2 複数の選手が同タイムでフィニッシュした場合、または同ポイント獲得した場合、同位となる。これらの選手には同じ賞、タイトル、またはディプロマが授与される。タイトルまたは賞の割り当てをくじ引きや他の競技によって行うことは認められない。
- 219.3 すべての賞は、その競技または大会シリーズの最終日までに授与される。

220

サービススタッフ、サプライヤー、企業代表者

原則として、これらの規定は全競技に適用され、特別ルールが考慮される。

- 220.1 組織委員会は、アクレディテーションを受けたサプライヤー及び用品サービススタッフのリストを TD に渡さなければならない。
- 220.2 サプライヤー及び職務中の人物が、制限エリア内での広告活動を行ったり、はっきりと認識できる 207 条違反のコマーシャルマーキングのついたウェアや用品を身につけることを禁止する。
- 220.3 アクレディテーションを受けたサービススタッフ及びサプライヤーは、FIS から公式 FIS アクレディテーションを受け取り、特定の職務を遂行しなければならない。個々の開催者は、それ以外の企業代表者やその他の主要人物に対し、自由にアクレディテーションを発行することができる。
- 220.4 公式 FIS アクレディテーション、または開催者発行のコースやジャンプ台への特別アクレディテーションを所持したすべての認定サービススタッフ、サプライヤー及びその他の人物は、コースやジャンプ台に出入りすることができる（種目別ルールに従う）。

220.5

タイプ別アクレディテーション

- 220.5.1 はっきりと見えるアクレディテーションを付けた TD、ジュリー、220.3 条に述べた人物は、コースやジャンプ台に出入りすることができる。
- 220.5.2 チーム付きサービスマンは、スタートエリア及びフィニッシュのサービスエリアへ入ることができるが、コースやジャンプ台に入ることはできない。
- 220.5.3 開催者の判断でアクレディテーションを受けた企業代表者でも、FIS アクレディテーションを持っていない人物は、コース及び制限サービスエリアに入ることはできない。

221

医事サービス、健康診断、ドーピング

- 221.1 各国スキー連盟は、レースに出場する自国選手の健康状態に責任を持つ。男女とも

選手は皆、自身の健康状態について徹底的な検査を受けることが要求される。この検査は選手が所属する国内で実施する。

221.2 FIS 医事委員会またはその代表者から要請があった場合、選手は競技前または後に健康診断を受けなければならない。

221.3 ドーピングを禁止する。FIS アンチドーピング規程におけるあらゆる違反は、FIS アンチドーピング規程の規定の下に罰せられる。

221.4 あらゆる FIS 競技会において、ドーピングコントロールが実施される可能性がある（競技外も同様）。ルールと手順は、FIS アンチドーピング規程および FIS 手続きガイドラインに記載される。

221.5 選手の性別

選手の性別について疑問や異議申し立てが生じた場合、当該選手の性別判断に必要な手段を講じるのは、FIS の責任とする。

221.6 開催者に要求される医事サービス

FIS 競技会に参加するすべての者の健康と安全は、すべての開催者にとって重要な懸念である。これは、選手、ボランティア、コース作業員、観客を含む。

医事サポートシステムの具体的な構成は、様々な要因に基づかれる。

- ・ 大会の規模とレベル (世界選手権大会、ワールドカップ、コンチネンタルカップ、FIS レベル等)
- ・ 予想される選手数、補助員数、観客数
- ・ また、大会医事組織の責任範囲 (選手、サポートスタッフ、観客) は、決められるべきである。

開催者/医事、レスキューサービス長は、オフィシャルトレーニングまたは競技のスタート前に、必要なレスキュー設備の配置をレースディレクターまたは TD に確認しなくてはならない。

事故の場合、オフィシャルトレーニングまたは競技が再び始まる前に、バックアッププランが用意されなくてはならない。

施設、資源、要員及びチームドクターに関する具体的な必要事項は、各競技種別ルールおよびメディカルガイドに書かれてある。メディカルガイドには、メディカルルールと手続きについて書かれてある。

222 競技用品

222.1 選手は FIS 規程に適合した用品を使う場合のみ FIS 競技会に出場することができる。選手は自身が使用する用品 (スキー、スノーボード、ビンディング、スキーブーツ、スーツ等) に関して責任を持つ。自分の使用する用品が FIS 規格及び一般的な安全基準に適合すること、また正しく機能していることをチェックするのは、選手の義務である。

222.2 競技用品という用語は、選手が競技で使用する用品の全アイテムを含む。これには専門機能を持つ器具はもちろん、衣服も含まれる。競技用品全体で、ひとつの機能単位 (functional unit) となる。

222.3 競技用品分野におけるすべての新開発は、原則として FIS の承認を得なければならない。新しい技術開発の承認に対し、FIS は如何なる責任も負わない。そして、新し

い技術開発は、導入時には健康に対する未知の危険を含み、事故のリスクを高める原因になることもあり得る。

222.4 新開発は、遅くともシーズン前の5月1日までに提出しなければならない。新開発は、最初のシーズンは暫定的に承認されるのみで、次のシーズン前に最終承認を得なければならない。

222.5 競技用品委員会は、FIS 理事会の承認を得て、用品細則を発表する（認められた用品の定義や説明）。原則として、選手のパフォーマンスを修正したり、不完全なパフォーマンスになりやすい傾向を技術的に正す不自然または人工的な補助器具は除外する。また、選手の健康に影響を与えたり、事故の危険性を高めるような競技用品も同様に除外する。

222.6 コントロール

競技シーズン前及び期間中、または競技会における TD への抗議の提出時に、競技用品委員会メンバーまたはオフィシャル FIS 用品コントローラーは、各種コントロールを実施することができる。十分根拠のある規程違反疑惑がある場合、証人の立会いの下で、コントローラーまたは TD が直ちに用品を没収、封印して FIS に送り、FIS から最終的なコントロールのため公式認定機関へ提出する。競技用品のアイテムに対する抗議の場合、敗訴した側が調査費用を負担する。

コントロールがルールに基づいて行われていなかったと説明できない限り、FIS テクニカルエキスパートがコントロールを行ったレースで、独立した検査機関での用品又は用具の検査は要求できない。

222.6.1 公式の FIS 測定手段を使用する FIS 用品測定エキスパートが任命された全ての FIS の大会では、過去の測定結果に関係なく、その時に実施された測定結果が有効かつ最終である。

223 制 裁

223.1 一般条件

223.1.1 制裁の対象となり、ペナルティを課される可能性のある違反行為を、次の通り定める：

- 競技規則違反または不順守
- 224.2 条によるジュリーまたは個々のジュリーメンバーからの指示への不従順
- スポーツマンらしく振る舞い

223.1.2 次の行為も違反とみなす：

- 違反を犯そうと企てる
- 他者に違反を犯させる、または助長する
- 他者が違反を犯すことに助言する

223.1.3 ある行為が違反にあたるかどうかの判断には、次を考慮すべきである：

- その行為が故意によるものかどうか
- その行為が緊急事態に起因するものかどうか

223.1.4 全ての FIS 加盟連盟は、ア krediyatshon 登録されている会員も含め、FIS 規約及び ICR による上訴する権利を条件に、これらのルール及び課された制裁措置を受

け入れ、認める。

223.2 適用

223.2.1 人物

これらの制裁は次に対し適用する：

- FIS または FIS カレンダーに掲載されている大会（FIS 大会）の開催者からアクレディテーションを受け、競技エリア及び競技に関連するあらゆる会場の内外にいる人物全員。
- アクレディテーションを受けていないが、競技エリア内にいる人物全員。

223.3 ペナルティ

223.3.1 違反行為により、次のペナルティが課される可能性がある：

- 戒告 - 書面または口頭
- アクレディテーションの取り消し
- アクレディテーションの拒否
- 100,000 スイスフラン以下の罰金
- タイムペナルティー、

223.3.1.1 FIS 加盟連盟は FIS に対し、連盟が手配しアクレディテーション登録をした人に課された罰金及び生じた総経費の支払に責任を負う。

223.3.1.2 223.3.1.1 条に該当しない人物も、FIS に対し、罰金及び生じた総経費の支払に責任を負う。そのような人物が罰金を支払わない場合、FIS 大会アクレディテーション申請への許可を、1 年間取り消すことがある。

223.3.1.3 罰金の支払期限は、支払命令から 8 日以内である。

223.3.2 大会に出場する全選手は、さらに次のペナルティが課される可能性がある：

- 失格
- スタートポジションの後退
- 賞及び収益の没収 開催者を受益者とする
- FIS 大会への出場停止

223.3.3 ルールに特に記載されている場合を除き、競技の最終リザルトに有利に働く違反でない限り、選手は失格にならない。

223.4 ジュリーは、223.3.1 条及び 223.3.2 条に定められたペナルティを課することができるが、5,000 スイスフランを超える罰金処分や、違反の起きた FIS 大会より後に出場停止処分を選手に課することはできない。

223.5 次のペナルティ決定は、口頭で下すことができる：

- 戒告
- 所属国連盟経由で大会開催者に登録していない人物の当該大会アクレディテーションの取り消し

- FIS のアクレディテーションを受けた人物の当該大会アクレディテーション取り消し
- 競技エリアまたは競技に関連するその他の会場内にいる人物の当該大会アクレディテーションの拒否

223.6 次のペナルティ決定は、書面とする：

- 罰金
- 失格
- スタートポジションの後退
- 競技出場停止
- 所属国連盟経由で登録した人物のアクレディテーションの取り消し
- FIS のアクレディテーションを受けた人物のアクレディテーションの取り消し

223.7 書面によるペナルティ決定

書面によるペナルティ決定は、違反者（選手でない場合）、その所属国連盟、及び FIS 事務局長に送らなければならない。

223.8 失格は全て、主審及び／または TD レポートに記録する。

223.9 ペナルティは全て、TD レポートに記録する。

224 手続きガイドライン

224.1 ジュリーの権限

大会におけるジュリーには、前述ルールに従い、多数決をもって、制裁を課す権利がある。賛否同数の場合は、ジュリー長の決定投票とする。

224.2 会場内、特にトレーニング及び競技時間中において、投票権を持つ各ジュリーメンバーは、口頭戒告を発し、当該大会に有効なアクレディテーションを取り消す権限が与えられる。

224.3 集団違反

複数の人物が同時かつ同一条件の下で同じ違反を犯した場合、ひとりの違反者に対するジュリー決定を、違反者全員に拘束力をもつものとみなすことができる。決定文書には違反者全員の氏名が記載され、ペナルティの範囲は個々に査定する。決定内容は各違反者に通知される。

224.4 制限

違反者に対し、制裁発動手続きが違反後 72 時間以内に始まらなかった場合、その人物は制裁を受けない。

224.5 疑いのある違反の目撃者は、ジュリーの召集するヒアリングで証言しなければならない。またジュリーは、全ての関連証拠を考慮に入れなければならない。

224.6 用品ガイドライン違反に使用された疑いのある物を、ジュリーは没収することができる。

224.7 ペナルティを課す前に (223.5 条及び 224.2 条による戒告及びアクレディテーション

の取り消しの場合を除く)、違反に問われている人物には、ヒアリングで口頭または書面により抗弁する機会が与えられる。

224. 8 ジュリー決定は全て書面で記録し、次を含むものとする：

224. 8. 1 犯した疑いのある違反行為

224. 8. 2 違反の証拠

224. 8. 3 違反したルールまたはジュリー指示

224. 8. 4 与えられたペナルティ

224. 9 ペナルティは違反に対し妥当なものとする。ジュリーが課す制裁範囲は、あらゆる軽減及び加重事由を考慮したものでなければならない。

224. 10 救 済 策

224. 10. 1 224. 11 条に規定された以外は、ICR に従い、ジュリーのペナルティ決定を上訴することができる。

224. 10. 2 ICR の定める期限内に上訴しない場合、ジュリーのペナルティ決定は確定的となる

224. 11 次のジュリー決定については、上訴できない：

224. 11. 1 223. 5 条及び 224. 2 条による口頭ペナルティ

224. 11. 2 単一の違反に対して CHF1, 000 未満の罰金を科す。そして、同一人物の繰返しの違反に対して、追加の CHF2, 500 の罰金（を科す。）

224. 12 その他全てのケースについて、ICR に定める上訴委員会（コミッション）へ上訴できる。

224. 13 ジュリーは上訴委員会に対し、5, 000 スイスフランを超える罰金処分や、違反の起きた時より後の出場停止処分（223. 4 条）について、勧告を提出する権利を持つ。

224. 14 FIS 理事会は上訴委員会に対し、ジュリーによるペナルティ決定書に関するコメントを提出する権利を持つ。

224. 15 手続きの費用

旅費を含む費用及び現金経常費（手続費用）は、TD に支払われる費用と同等に計算し、違反者が支払うものとする。ジュリー決定の全てまたは一部破棄の場合、全ての費用を FIS が負担する。

224. 16 罰金刑の執行

224. 16. 1 FIS が罰金刑の執行と手続費用について監督する。執行費用は手続費用とみなす。

224. 16. 2 違反者に課された罰金の未払いについては、違反者の所属国連盟の債務とみなす。

224. 17 振興基金

罰金は全額、FIS ユース振興基金に払い込むものとする。

224. 18 FIS ドーピングルール違反には、これらのルールは適用されない。

225 上訴委員会（コミッション）

225. 1 任 命

225. 1. 1 FIS 理事会は、各種別のルール小委員会（ルール小委員会がない場合は、各競技種別の委員会）から、上訴委員会の委員長と副委員長を任命する。委員長ができない場合、または偏見や先入観のため不適格な場合、副委員長が議長を務める。

225. 1. 2 委員長は、上訴または審理のために提出された各ケースについて、各競技種別のルール小委員会（ルール小委員会がない場合は、各種別の委員会）から、3名の上訴委員会委員を任命する。この3名に委員長自身を含めることも可能である。委員会における決定は多数決とする。上訴委員会の委員を務めるにあたり、委員はFIS理事会から独立した存在とする。

225. 1. 3 偏見や先入観を避けるため、またはそれらが現れるのを避けるため、上訴委員会に任命される委員は、上訴中の違反者と同じ国の連盟に所属する者であってはならない。

さらに、上訴委員会に任命された委員は、違反者に対し良くまたは悪く抱いている偏見や先入観を委員長に自発的に報告しなければならない。

偏見や先入観をいだいている人は、委員長により上訴委員会の委員としての資格を奪われる。委員長が不適格である場合、副委員長によりその資格を奪われる。

225. 2 責 任

225. 2. 1 上訴委員会は、競技ジュリー決定に対する違反者またはFIS理事会からの上訴に関して、もしくは、競技ジュリーが制裁ルールに規定された以上のペナルティを上訴委員会に勧告、付託した件に関してのみ、ヒアリングを開く。

225. 3 手 順

225. 3. 1 上訴の当事者全員が、ヒアリング期間の延長に書面で同意した場合を除き、上訴は、委員長による上訴の受領後72時間以内に結審しなければならない。

225. 3. 2 上訴及び意見は全て、書面で提出しなければならない。これには、当事者が上訴を擁護または対応するために提供するつもり証拠も含まれる。

225. 3. 3 上訴の場所と形式については、上訴委員会が決定する。

上訴委員会委員は、その判決が公になるまで上訴の守秘義務を尊重することを要求され、審議中、他の委員会メンバーのみと相談することが求められる。

上訴委員会委員長は、不平等な方法とならない限り、当事者から追加の証拠を要求することができる。

225. 3. 4 上訴委員会は、224. 15条に従い、上訴費用の配分を行う。

225. 3. 5 上訴委員会の判決は、ヒアリングの終了時に口頭で言い渡すことができる。判決と判決理由は書面でFISに提出し、FISから当事者とその所属国連盟、決定を上訴されたジュリーメンバー全員に送られる。決定書はFIS事務局で入手可能である。

225.4 控 訴

- 225.4.1 上訴委員会の判決について、定款 52.1 条、52.2 条に従って、FIS 裁判所に控訴することができる。
- 225.4.2 FIS 裁判所への控訴は、上訴委員会判決の公表日から定款 52.1 条、52.2 条に規定する期日に従い、FIS 事務局長へ書面で提出する。
- 225.4.3 上訴委員会または FIS 裁判所への上訴により、競技ジュリーまたは上訴委員会のペナルティ決定の執行が遅れることはない。

226 制裁の違反

ICR223 条または FIS アンチドーピング規程に基づき課した制裁に違反した場合、理事会は妥当と考えるさらなる制裁を課することができる。このような場合、次の制裁のいくつかまたは全てを適用することができる：

226.1 関与した個人に対する制裁：

- 文書戒告；
- 100,000 スイスフラン以下の罰金；
- 一段階上の競技出場停止処分-例：ドーピング違反に対して 3 ヶ月間の出場停止処分が課された場合、この停止処分に違反すると、2 年間の出場停止処分となる。
ドーピング違反に対して 2 年間の出場停止処分が課された場合、この停止処分に違反すると、生涯出場停止となる；
- 関与した個人のアクレディテーションの取り消し。

226.2 国内スキー連盟に対する制裁：

- 国内スキー連盟への FIS からの財政支援の撤回；
- 当該国における今後の FIS 大会のキャンセル；
- FIS 加盟国の権利の全てまたは一部取り消し。このことは、全 FIS カレンダー競技会への参加、FIS 総会での投票権、FIS 委員会における委員資格を含む。